

別紙

諮問第1367号

答 申

1 審査会の結論

「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第230条第1項の規定による再審査の申請に対して東京都公安委員会がした裁決の書面及びその決裁文書で平成29年度（暦年をもって調整されているときは平成29年）のもの」について、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第230条第1項の規定による再審査の申請に対して東京都公安委員会がした裁決の書面及びその決裁文書で平成29年度（暦年をもって調整されているときは平成29年）のもの」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、警視総監が平成31年1月23日付けで行った不存在を理由とする非開示決定について、その取消しを求めるといふものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件非開示決定は、妥当である。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年9月4日に審査会に諮問された。

審査会は、令和元年11月13日に実施機関から理由説明書を收受し、令和2年8月28日（第182回第三部会）及び同年9月28日（第183回第三部会）に審議した。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 不服申立てに関する事務について

刑事施設に収容されている者については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）に基づいて、刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに、その被収容者等の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇が図られているところ、法229条1項において、留置業務管理者の措置に不服のある者は、警察本部長に対し、審査の申請をすることができる旨が規定され、さらに、法230条1項において、「審査の申請の裁決に不服がある者は、政令で定めるところにより、書面で、公安委員会に対し、再審査の申請をすることができる。」と規定されており、処遇に関して不服申立てができる制度が定められている。

警視庁被留置者の不服申立てに関する規程（平成19年5月30日都公委規程第9号。以下「規程」という。）は、法2編3章11節の規定に基づく不服申立てについて、東京都公安委員会や実施機関等が行う事務に関し、必要な事項を規定している。

規程4条1項には、法230条1項の規定による東京都公安委員会に対する再審査の申請に係る裁決の準備は警視庁総務部留置管理第一課長及び警視庁警務部訟務課長が行い、裁決書の謄本の送付は警視庁警務部訟務課長が行うことを規定している。

イ 本件請求文書の不存在の妥当性について

審査請求人は、東京都公安委員会が管理する留置施設の数及び規模に照らすと、法230条1項の規定に係る裁決をしていないとは考え難い旨主張する。

これに対し、実施機関は、審査請求人が請求した期間内に法230条1項の規定に係る裁決を東京都公安委員会はしていないことから、本件請求文書は存在しないと説明する。

審査会が、実施機関の保有する法230条1項の規定に係る裁決に関する資料について見分したところ、当該期間内に行われた法230条1項の規定に係る裁決に関する情報は確認できなかった。

以上のことを踏まえると、本件請求文書は存在しないとする実施機関の説明は首肯できるものであり、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらないことから、実施機関が本件請求文書について不存在を理由に非開示とした決定は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、實金 敏明